

<手数料表（消費税別）>

	サービスの種類及び内容	事業所 手数料の額 及び負担者	本社	札幌支社	仙台支社	高崎支社		さいたま支社	船橋支社	横浜支社	本社	名古屋支社			大阪支社		福岡支社		那覇支社
				札幌支社	仙台支社	高崎支社	新潟出張所	さいたま支社	船橋支社	横浜支社	静岡出張所	名古屋支社	金沢出張所	長野出張所	大阪支社	京都出張所	福岡支社	大分出張所	那覇支社
	求人受理時の事務費用		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		手数料負担者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般登録型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間の想定年収の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		手数料負担者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者
	求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間の想定年収の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		手数料負担者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者
スカウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
		活動1日当たり	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
		成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間の想定年収の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		手数料負担者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		相談・助言終了時	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		成功報酬	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		手数料負担者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間の想定年収の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
		手数料負担者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者	求人者

<返戻金制度>

雇用開始年月日より30日以内に対象労働者が本人都合により退職した場合には、紹介料金の50%相当額の返金保証制度がございます。

※但し、退職日から7日以内に弊社あてに連絡を頂いた場合に限りです。

※但し、紹介予定派遣の場合、返金保証制度はございません。

<紹介手数料について>

第1条 当社が選考・選抜した人材を、求人者が当社の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、職業紹介における契約に該当するものとし、求人者は当社に対し、紹介手数料を支払うものとする。

第2条 当社が紹介した紹介者が求人者から内定（甲が乙に対して通知もしくは口頭にて採用の意思を表示し、求職者がこれを承諾した状態）を得た後、当該入社予定日までの間に、

求人者が自らの都合により当該内定を取り消した場合であっても、求人者の紹介手数料支払い義務は消滅しないものとする。